

## 1. 議事日程（令和7年第2回北広島町議会定例会）

令和7年6月5日  
午前10時開会  
於 議場

|              |                                             |
|--------------|---------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名について                              |
| 日程第2         | 会期の決定について                                   |
| 日程第3         | 施政方針                                        |
| 日程第4         | 諸般の報告                                       |
| 日程第5 報告第2号   | 令和6年度北広島町一般会計繰越明許費について                      |
| 日程第6 報告第3号   | 令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて                  |
| 日程第7 議案第35号  | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第8 議案第36号  | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第9 議案第37号  | 北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                |
| 日程第10 議案第38号 | 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例              |
| 日程第11 議案第39号 | 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                |
| 日程第12 議案第40号 | 北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 日程第13 議案第41号 | 北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 日程第14 議案第42号 | 芸北オーケガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第15 議案第43号 | 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について                    |
| 日程第16 議案第44号 | 財産の取得について<br>(自走式小型トイレカー)                   |
| 日程第17 議案第45号 | 財産の取得について<br>(高規格救急自動車)                     |
| 日程第18 議案第46号 | 工事請負契約の締結について<br>(消防救急デジタル無線部分改修工事)         |
| 日程第19 議案第47号 | 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第20 議案第48号 | 令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第21 発議第2号  | 予算審査特別委員会の設置について                            |

## 2. 出席議員は次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 亀岡 純一  | 2番 宮本 裕之  | 3番 坂本 伸次  |
| 4番 石坪 隆雄  | 5番 佐々木 正之 | 6番 伊藤 淳   |
| 7番 中村 忍   | 9番 沼田 真路  | 10番 泉田 晓彦 |
| 11番 敷本 弘美 | 12番 湊俊文   |           |

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

な　し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |           |         |         |         |
|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 町　長     | 箕　野　博　司 | 副　町　長     | 畠　田　正　法 | 教　育　長   | 増　田　隆   |
| 芸北支所長   | 村　竹　明　治 | 大朝支所長     | 矢　部　芳　彥 | 豊平支所長   | 熊　谷　忠　明 |
| 危機管理課長  | 川　手　秀　則 | 総務課長補佐    | 原　田　靖　久 | 財政政策課長  | 国　吉　孝　治 |
| 管　財　課　長 | 高　下　雅　史 | まちづくり推進課長 | 小　椿　治　之 | 税　務　課　長 | 植　田　優　香 |
| 町民保健課長  | 迫　井　一　深 | 福祉課長      | 細　居　治   | こども家庭課長 | 芥　川　智　成 |
| 環境生活課長  | 出　廣　美　穂 | 農林課長      | 宮　地　弥　樹 | 商工観光課長  | 大　本　賢一郎 |
| 建設課長    | 藤　井　尚　志 | 消　防　長     | 笠　道　宏　和 | 教育課長    | 植　田　伸　二 |
| 会計管理者   | 大　畠　紹　子 |           |         |         |         |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長　三　宅　克　江　　議会事務局　大　内　由美子

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午　前　10時　00分　開　会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（湊俊文）　おはようございます。今議会は町長、町議会議員の改選後初めての定例会です。今年度の町の方針が決定される重要な会議であります。議会として、よりよいまちづくりに貢献できるよう議論を重ねてまいります。よろしくお願ひをいたします。さきの議会運営委員会において、本議会における服装をクールビズにすることにしております。暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。本議会における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力を願いたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1　会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、泉田議員、11番、敷本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から6月20日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月20日までの16日間に決定いたしました。

~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~

日程第3 施政方針

○議長（湊俊文）　日程第3、町長より施政方針の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和7年度施政方針。令和7年第2回北広島町議会定例会に提案しております令和7年度補正予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信の一端と施策の概要について申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私は、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様から多大なるご支援をいただき、4期目の町政運営を担わせていただきました。社会情勢の変化著しいこの時期に我が町北広島町のかじ取りを担わせていただくことになりました。財政状況の厳しい折ではございましたが、老朽化する公共施設への対応として、多くの施設整備を実施し、また、デジタル化が急速に進展する社会状況にも遅れを取らないようにFTTH化事業などにも取り組んでまいりました。さらに、地域の資源を活用した農業振興や観光振興、そして協働のまちづくりとして、まちづくり基本条例を策定し、人づくりとしてのきたひろ学び塾Withの開設や、スポーツをキーワードとしたまちづくりなどの取組も実施しているところでございます。そして、地域内経済循環の仕組みづくりを構築するために、まちづくり会社はなえーる、地域エネルギー会社を設立し、地域資源を生かした地域の活性化や地域課題の解決に向けて、現在も取組を進めているところであります。こうした私の経験を生かしながら、時代の流れに対応すべく、積極的に新しいことにも挑戦し、町民の皆様の負託に応えられるよう、引き続き明るく元気なまちづくりを目指し、町政運営に取り組んでまいる所存であります。国の経済見通しによりますと、令和7年度は総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待されるとしております。実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度の上昇率が見込まれると

しており、国においては令和7年度一般会計予算は115兆1978億円で、当初予算としては3年連続で110兆円を超える、さらに令和5年度を上回って過去最大の予算となっています。令和7年度の国の地方財政対策では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和6年度を上回る額を確保するとし、地方交付税等の総額は18.8兆円、対前年度をプラス0.1兆円が確保されております。地方財政計画に掲げられている主な内容としましては、デジタルの推進、防災・減災対策、地方創生、物価高への対応などの取組について地方財政措置が確保されているところであります。広島県における令和7年度施策及び事業の基本的な考え方は、人口減少や少子化・高齢化の進展、急速なデジタル化への対応など、構造的な課題や緊迫した国際情勢、物価高騰などの社会情勢に適切に対応し、将来にわたって広島県が活力を維持し、持続可能な未来を切り開いていくため、これまでの取組やその成果を基盤に限られた経営資源を有効に活用して、施策の選択と集中を徹底するとしております。広島県における令和7年度一般会計予算額は1兆898億円で、令和6年度比0.5%の減となっておりますが、7年連続で1兆円を超える予算額となっております。続いて、令和7年度における町政運営に対する基本姿勢を申し上げます。私は、4期目の町政運営を担わせていただくに当たり、これまでの基本理念である協働のまちづくり、持続可能なまちづくり、明るく元気なまちづくりを基に、次の6点を重点事項として取り組んでまいります。1点目は、DXの推進です。行政のデジタル化や暮らしのデジタル化という言葉は、今では日常生活の中でもよく耳にする言葉となっております。町民の皆様の利便性や生活環境の向上、さらには山積する行政課題をDXの力により解決できるよう、令和4年に策定した北広島町DX加速化戦略により行政サービスのオンライン化、スマート農業、林業、AIによる医療・福祉・健康管理、生活交通など様々な取組を進めてまいります。2点目は、ゼロカーボンタウン実現に向けた取組です。本町は令和4年8月にゼロカーボンタウン宣言を行い、その後、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画を策定しました。令和5年度からは、重点対策加速化事業として、再生可能エネルギーの導入や住宅等の省エネ化などに向けた補助制度を創設し、取組を進めているところであります。また、念願でありました脱炭素先行地域についても先日選定され、令和7年度から設置しましたゼロカーボン推進室、さきに設立しました地域エネルギー会社と合わせて組織体制を強化し、小水力発電事業を中心に進めてまいります。また、順調に事業が進めば、子育て支援にも貢献していくこととしております。3点目は、農業の活性化です。担い手不足、高齢化が進む農業分野において、今後懸念される農地の荒廃を防ぎ、若い世代の担い手が希望を持って将来にわたり農業に従事するためには、再ほ場整備による農地の大規模化やスマート農業が実現できる環境づくりが必要であると考えております。区画の大規模化や草刈りの機械化、水管理を含めた農地管理のデジタル化導入による省力化の実施により、将来にわたり持続可能な農業の実施に向けた環境の整備に努めてまいります。また併せて、災害に備えて流域治水事業における田んぼダム機能を含めた再ほ場整備を実施いたします。4点目は、子育て支援の充実です。少子化は、国全体の大きな課題であると同時に本町においても大きな課題の一つであります。国は、こども家庭庁を設置し、子どもが中心の社会実現に向けて取組を進めているところです。こうした国の動向にも期待をしつつも、本町においては地方公共団体としてできること、子どもの遊び場づくりや保育施設において年度中途でも3歳未満児でも受け入れられる保育環境の整備などに取り組んでまいります。5点目は、防災対策であります。大雨や地

震などにより、近年全国的に頻発化・激甚化している自然災害は本町においても例外ではありません。災害に強いまちづくりに向けて、国県と連携して河川の流域全体で防災に対応していく流域治水に向けた取組や、河道掘削の実施、個別避難計画の策定や自主防災組織の充実などに取り組んでまいります。6点目は、若者の定住促進対策です。現在、都市計画のマスタープランの策定を進めているところでございますが、コンパクトシティの発想に基づき、Iターン、Jターンなどを考える若者を呼び込む施策を検討してまいります。従来の定住対策に加え、本年度、広島県の施策の柱にもなっております若者減少対策と連携して施策を進めていくほか、若者を受け入れるための住環境整備などについても検討してまいります。続いて、本町の財政状況について申し上げます。本町は第4次北広島町行政改革大綱に基づき、財政健全化に向けた取組を継続して実施しているところでございます。しかしながら、長期化する物価高騰や急速に進展するデジタル化、賃上げ、金利上昇などの社会情勢の変化、そして気候、環境の変化などによる突発的な災害への備え・対応、さらには老朽化した公共施設への対応など、こうした求められる行政ニーズに対し、的確に対応していくことが必要であることから、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。令和7年度当初予算は、2月にご承認をいただいた骨格予算に、この6月補正予算を合わせたものが本格的な令和7年度当初予算となります。さきに申し上げた情勢を踏まえつつも、中長期的な視点に立った上で、各種施策が現世代及び将来世代にわたって効果が發揮されるよう、第2次北広島町長期総合計画（改訂版）、第3期北広島町総合戦略に掲げる事業を着実に実施していくための財源を捻出した上で、各種施策を積極的に進めていくことを念頭に予算を編成しております。引き続き、こうした考え方、さらには第4次北広島町行政改革大綱に基づいた財政健全化に向けた取組を実施し、持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めてまいります。続きまして、主要施策の概要について、第2次北広島町長期総合計画（改訂版）に定める5つの施策分野に沿ってご説明を申し上げます。

施策の1つ目は、活力ある産業の創造と成長です。農業・畜産の振興では、中山間地域等直接支払制度などの農用地の保全に向けた取組や担い手育成総合支援対策事業などの担い手の育成・確保に向けた取組は、引き続き実施していくほか、本年度から農業分野における総合的な対策である再ほ場整備事業にも着手してまいります。また、県内有数の米どころである本町のお米を生かした取組である全日本お米グランプリ in 北広島町の開催など、お米のまち北広島町ブランディング事業も引き続き実施してまいります。林業の振興では、森林環境譲与税やひろしまの森づくり交付金を活用し、令和6年度に策定した北広島町新たな森林資源活用ビジョンにより、林道・作業道整備、木材生産・公有林整備のほか、木材を活用した様々な事業等にも実行計画に基づき、積極的に取り組んでまいります。また、DXを活用したスマート林業についても、その実現可能性について研究してまいります。商工業の振興では、引き続き商工会と連携して、本町の商工業振興の推進に努めていくほか、地域活性化起業人を活用し、町内事業者の脱炭素推進の取組に対する支援を実施してまいります。起業支援と担い手育成では、北広島町ビジネス創造支援補助金や事業承継支援補助金など起業意欲のある方への支援を引き続き実施してまいります。施策の2つ目は、にぎわいと活気に満ちたまちづくりです。暮らしの基盤となる住環境の充実では、引き続き暮らしアドバイザーと集落支援員の両面からの相談体制と情報発信を充実させた定住への取組を進めてまいります。また、町営・町有住宅の適切な管理、長寿命化事業を実施するほか、令和6年度からの繰越事業ではございますが、千代田火葬場の待合室整備に着手してまいります。子どもの健やかな成長を支える環境づくりでは、き

たひろこども家庭センターを中心に、子育て世代へ切れ目のない支援を実施いたします。そして、安定した保育環境の確保や保育サービスの充実を図るため、町立保育所の運営及び私立保育施設の支援を引き続き実施するなど、いつでも誰でも受入れができる保育環境を目指してまいります。本年度から、様々な状況を抱えた子どもたちが安心して過ごすことができる施設、子ども第三の居場所の整備に着手してまいります。全ての人への充実した教育、学びの提供では、令和6年度から実施しております大朝小学校改修事業を引き続き実施するほか、新たに豊平学園第2校舎の環境整備を図るための改修事業を着手してまいります。さらに地域を担う人材の育成に向けて、地元高等学校支援補助金やふるさと夢プロジェクト事業を引き続き実施してまいります。歴史・文化・伝統の継承と発信では、引き続き本町が有する花田植、神楽などの民俗芸能、自然や歴史、文化遺産などの保全と伝承を図ってまいります。移住定住を促すPRと受入体制の強化では、これまで実施してきた定住施策のほか、本町の魅力や生活環境を十分に理解し、実際に暮らすことへの具体的なイメージを醸成していくための事業を創設し、実施してまいります。また、コンパクトシティの発想の下、若者定住のための住環境整備についても研究してまいります。交流を生むまちの魅力づくりと観光振興では、本町を代表する伝統芸能である神楽や田楽において、現在直面している課題の解決や積極的なプロモーションの実施により、活性化を図るための事業に取り組んでまいります。また、宿泊施設どんぐり荘について、エアコン設備の更新による施設の長寿命化を図ってまいります。また、農山村体験推進事業、観光プロモーション事業などについても引き続き実施をしてまいります。スポーツを通じたまちづくりの推進では、スポーツイベント等に関して町民の皆様が気軽に参加できるような環境づくりに引き続き取り組んでまいります。さらに休日における学校部活動の地域への展開につきましても、本格的に取組を進めていくほか、施設整備として大朝海洋センタースポーツ館、豊平総合運動公園体育館屋根の大規模改修にも着手してまいります。施策の3つ目は、安心して元気に暮らせる地域の創出です。地域福祉の推進では、民生委員・児童委員の皆様や関係機関と連携を図りながら、地域福祉に係る様々な活動を通じて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。健康づくり・元気づくりの推進では、町民の皆様の元気づくりや健康づくりの増進に向けた事業を引き続き実施してまいります。また、健康診査事業におけるアピアランスケアのための事業や乳幼児等医療費支給事業、不妊治療助成事業、予防接種・小児予防接種などの事業を継続し、町民の皆様が安心して生活が送れるように取り組んでまいります。高齢者福祉の推進では、高齢者の方の社会参加の促進、そして一人暮らしや寝たきりの高齢者の方が安心して生活できるための支援など総合的に取り組んでまいります。障害者福祉の推進では、社会参加を支援する各種事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現に取り組んでまいります。人権の尊重・共生社会の実現では、令和6年度から実施しております犯罪被害者等支援事業を引き続き実施していくほか、令和5年度策定の北広島町人権教育啓発推進プラン第2次により、人種、性別、障がいの有無などに關係なく、全ての人が尊重され、誰もが多様性を認める社会、男女が共に活躍できるまちを目指して取り組んでまいります。施策の4つ目は、生活基盤の強化・強靱化です。地域の拠点づくりとネットワークの形成では、基幹集会所等の持続可能な運営形態の構築に向けて、地元へ移管される基幹集会所の新築、解体費用に対する補助を引き続き実施してまいります。また、国土調査事業について、リモートセンシングを取り入れるなど新たな方法により事業を進めてまいります。交通環境の整備と移動に係る利便性の確保では、生活交通運行費等補助などの実施により、引き続き

町民の皆様の移動手段の確保に努めてまいります。そして、DXの推進などにより公共交通の円滑かつ効率的な運行について検討を行い、持続可能な運行サービスが可能となるよう、引き続き研究を進めてまいります。また、昨年冬の降雪による除雪作業の影響などにより、道路の路面が傷んでいる状況が町内各所で見受けられますが、道路、橋りょうなどの安全で快適な整備や維持管理についても引き続き努めてまいります。情報通信技術の基盤整備と利活用の推進では、高速化・多様化する住民ニーズに対応していくため、国が推進するガバメントクラウドへの円滑な移行、そして、北広島町DX加速化戦略に基づく行政サービスのオンライン化やスマート農業・林業、AIによる医療・福祉・健康管理、生活交通など、このほかにも様々な分野において取組を研究し、進めてまいります。生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ゼロカーボンタウン推進事業に取り組んでまいります。地域エネルギー会社の設立やゼロカーボン推進室の設置など、組織体制も整備し、また、国の脱炭素先行地域にも選定されました。今後町民の皆様や事業者の皆様と一緒にになって脱炭素に向けた事業を加速的に展開していくよう取り組んでまいります。水を大切にする暮らしの維持では、町民の皆様の生活に必要な水の確保に向けた事業、生活排水の適正な処理のための事業や支援を引き続き実施してまいります。災害や緊急時に強い地域社会の実現では、高規格救急車の更新や消防救急デジタル無線の計画的な更新など、消防・救急体制の強化、そして町民の皆さんに地震や災害、弾道ミサイルなどの情報をいち早く伝達できるJアラートの機器等の更新の実施など、引き続き、町民の皆さんの安心・安全に向けた取組を実施してまいります。安全な暮らしの確保では、町内各所において、町道等の路面が傷んでいる状況がありますが、適時適切な修繕や冬季における除雪等の実施による道路環境の安全・安心に努めてまいります。また、犯罪や消費者被害等から身を守るための防犯対策、生活相談等による消費者保護対策についても取り組んでまいります。さらに本年度から、災害に強いまちづくりに向けて河川維持修繕事業において、流域治水対策に向けた事業に着手してまいります。施策の5つ目は、住民のための行財政運営あります。町民と行政による協働のまちづくりでは、引き続き町民の皆様の意見を大切にした行政運営を行っていくため、まちづくり懇談会やまちづくり総合委員会等を通じて、広報・広聴を進め、行政情報の共有を図ってまいります。また、本町における行政施策の根幹である長期総合計画が令和8年度に更新となることから、その策定に向けた検討に本年度から着手いたします。さらに、ふるさと寄附金事業におきましても、まちづくり会社はなえーるを中心に徐々に成果を上げているところでございます。本町を知ってもらい、興味を持ってもらい、応援してもらえるように様々な形で魅力発信をしていきながら、ご寄附をいただけるよう取り組んでまいります。健全な行財政運営では、効率的な行政運営の推進について、北広島町DX加速化戦略に基づき、行政サービスや町民の皆様の生活全般において、積極的にDX化に取り組んでまいります。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合につきましては、関係者及び関係機関との調整、財源の確保などを踏まえた上で着実に進めてまいります。さらに、民間の持つ技術やノウハウなども積極的に受入れ、事業実施についても公民連携を進めてまいります。引き続き、第4次北広島町行政改革大綱に基づき、健全な行財政運営を念頭に取組を進めてまいります。町全体の共有を図ることで、財政健全化に向けた取組を継続し、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。以上、令和7年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要をご説明申し上げました。6月補正予算後の一般会計の総額は154億5500万円、令和6年度当初予算と比較します

と8500万円、0.5%の減となりました。世界に目を向けてみると、各地で発生している戦争、紛争による国家間の緊張は依然として続いておりまして、私たちの不安も拭い切れません。また、国内においては、依然として続く物価高騰、最近では、お米の不足や米価格の上昇、さらには米国における貿易分野での関税率の大幅な引上げの発表など、こうしたことが私たちの日常生活に今後どのような影響を及ぼすのか、私たちは想像も見当もつかない状況であります。不安のある社会情勢ではございますが、私たちは、それでもこの状況に対応していくかなければならない時代に直面しております。こうした状況下ではございますが、北広島町では現在、または将来の様々な課題の解決に向けて果敢に挑戦し、また、町民の皆様の幸せな暮らしを目指し、自分たちの地域は自分たちで守っていくという協働のまちづくりの基本的な考え方のもと、持続可能なまちづくりを進めてまいります。引き続き、住んでみたい、住んでよかったです、住み続けたいと思われる魅力ある未来につながるまちを見据え、町民の皆様と実践してまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご理解とご協力を願いいたします。本定例会にご提案申し上げております予算案をはじめ各種案件につきまして、十分にご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（湊俊文） これをもって、町長の施政方針を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第4、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりですが、その中から2点報告いたします。このたび安芸吉川会により、国宝太刀銘為次狐ヶ崎の写しが作成され、完成記念行事が5月4日、交流センター紫の里で行われました。クラウドファンディングで資金を集められ、刀身を作成された三上貞直刀匠ほか関係者の方々の作成に当たった苦労話などが披露され、参加者とともに完成を喜びました。5月27日、東京国際フォーラムで開催された全国町村議会議長会主催の令和7年度町村議会議長・副議長研修会に亀岡副議長と出席いたしました。本年度は防災が大きなテーマで、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX 平成からの災害に学ぶ復旧・復興、まちづくりの課題、災害と議会議員の役割」と題した講演を拝聴しました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。あらかじめ配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（畠田正法） 行政報告につきまして主なるものにつきまして報告をいたします。報告書の5ページをお願いいたします。危機管理課の関係でございます。地域防災力の強化につきまして、県市町防災人材協議会を3月に設立をいたしました。目的としまして、県・市町共同による防災人材の確保育成、県・市町一体となった防災危機管理体制の構築であります。また、ドローン及びスターリングの実証実験といたしまして、5月に実施しております。県主催で通信・道路が遮断した状況を想定し、スターリング・ドローンを活用した医療品の要請・輸送を

行う実証実験であります。9ページをお願いいたします。財政政策課の関係です。企業版ふるさと納税、令和6年度の実績といたしまして11件、3080万円の寄附がございました。続きまして、12ページをお願いいたします。まちづくり推進課の関係です。定住促進事業といたしまして、空き家情報バンクの成約10件、Uターン奨励金につきましては、1月から4月の間に8件ございました。また、ふるさと寄附金といたしまして、一番下の数字になりますけども、令和6年度の実績といたしまして1億8930万1000円でございます。これとは別に13ページになりますけども、トップアスリート支援事業、きたひろ自立支援プロジェクト事業といたしまして、寄附金として寄附をいただいております。18ページをお願いいたします。町民保健課の関係です。元気づくり推進事業といたしまして、集会所コース、元気リーダーコース、楽しむ拠点コース、水の拠点コースを各メニューを継続して実施しております。続きまして29ページをお願いいたします。環境生活課の関係です。脱炭素先行地域事業でございます。これにつきましては、また別途報告をさせていただきますけども、ゼロカーボンタウンを実現するため先駆的なモデルとなる脱炭素先行地域に応募し選定をされました。事業目的としましては、小水力発電の開発を行政主導で行い、導入から維持管理までを一括で支援するスキームを構築すること、地域エネルギー会社が安価な再エネ供給を行い、得られた収益を子育て関連施設等に還元し、子育て世代の定住促進を目指すことなどであります。続きまして、32ページをお願いいたします。農林課の関係です。鳥獣被害対策につきまして、有害鳥獣の捕獲実績を表のとおりまとめておりますので、ご確認をお願いをいたします。また、その下の広島県鳥獣対策等地域支援機構、テゴスでございますけども、令和6年度は5市町で実施しておりましたけども、令和7年度におきましては、10市町の参画により実施をしてまいります。35ページをお願いいたします。商工観光課の関係でございます。農山村体験推進事業であります。4月から5月の間、ここにあります4校の修学旅行の受入れをしております。最後に38ページをお願いいたします。建設課の関係であります。広域営農団地農道整備事業でございます。令和7年度全線開通の予定でありますけども、これに合わせて今田トンネルのネーミングライツパートナー募集を開始をしております。以上、教育関係につきましては教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 続いて教育課からご報告いたします。資料40ページをお開きください。学校教育活動の中では中段、卒業式、令和6年度でありますが、3月の7日、19日で卒業式を実施いたしました。卒業生は小学校6年生が90人、中学校3年生及び義務教育学校の9年生合わせて124人が卒業をしていきました。続きまして始業式、これ令和7年度になりますが、4月8日の火曜日に全ての小中学校、義務教育学校で令和7年度のスタート、始業式をやりました。続いて、入学式ですが、4月8日、9日で入学生、小学校、義務教育学校の1年生が97人、中学校1年生が94人入学をしてまいりました。続いて41ページお願ひいたします。上から2つ目の丸ですが、第6回大朝小・新庄小統合準備委員会を3月11日の火曜日に開催をいたしました。これに伴って、次にその下ですが、新庄小学校の閉校式3月25日に行いました。次に、安全・安心な学校施設の項目お願いいたします。一番上ですが、大朝小学校校舎大規模改修工事を令和7年3月24日から令和8年3月31日の間で、金額1億7050万円で小学校の改修をただいま行っているところであります。その下の段ですが、豊平学園の第2校舎、いわゆる中学校の校舎のほうでありますが、改修工事の今設計業務、主にトイレの改修

になっておりますが、今行っているところです。工事期間は、令和7年5月15日から令和7年の11月28日、請負金額は458万7000円で進めているところでございます。続きまして、42ページをお願いいたします。42ページの一番下の段ですが、上から3段目、文化財保護管理事業、先ほど議長のほうからもありましたが、丸の2つ目、狐ヶ崎です。国宝太刀銘為次写しの完成記念、5月4日に交流センター紫の里で行わせていただきました。それに続いて企画展「国宝太刀写し作成事業と甲冑」というタイトルで5月5日から6月22日の間で、戦国の庭歴史館でこれ現在も開催中でございます。それと壬生の花田植、6月1日、6000人のお客様に来ていただいて、大変お世話になりました。ありがとうございました。後についてはご覧いただきたいと思います。報告は以上です。

○議長（湊俊文） 以上で町長及び教育長の行政報告を終わります。これをもって、諸般の報告を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 50分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 令和6年度北広島町一般会計繰越明許費について

日程第6 報告第3号 令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長（湊俊文） 再開します。日程第5、報告第2号、令和6年度北広島町一般会計繰越明許費について及び日程第6、報告第3号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについての2件を一括議題とします。以上2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第2号、第3号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第2号、令和6年度北広島町一般会計繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和6年3月定例議会、議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算。令和6年6月定例議会、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第2号。令和6年12月定例議会、議案第87号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第6号。令和7年1月臨時議会、議案第1号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第7号及び令和7年3月臨時議会、議案第26号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第8号において議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものであります。議案集の5ページをお願いします。報告第3号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項に定めるところにより報告するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第2号、令和6年度北広島町一般会計に係る繰越明許費につきまして、財政政策課からご報告いたします。議案集の4ページをお願いいたします。本報告は、

年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和7年度に繰越しをした額を報告するものでございます。それでは表の上段から説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2776万円。庁舎管理事業1666万5000円、電子計算組織管理運営事業50万円、千代田運動公園運営事業355万6300円を、次に4款衛生費、1項保健衛生費、火葬場管理運営事業2620万円を、次に、6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業2050万円、農業施設維持修繕事業600万円を、同じく6款農林水産業費、2項林道事業費、林道整備事業350万円、小規模崩壊地復旧事業862万6000円を、次に7款商工費、1項商工費、芸北オーケガーデン運営事業1633万5000円、研修宿泊センター運営費3399万9160円を、次に8款土木費、2項道路橋りょう費、県営道路改良事業1050万3100円、道路新設改良事業220万9484円を、同じく8款土木費、3項河川費、河川維持修繕事業2452万400円を、同じく8款土木費、4項都市計画費、都市計画等策定事業1600万円を、次に9款消防費、1項消防費、消防施設管理事業275万円、防災事業2739万5040円を、次に10款教育費、2項小学校費、小学校管理事業2億8841万5600円を。次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設6年災害復旧事業1165万5000円を、次に13款諸支出金、1項公営企業費、水道事業4億2013万4000円を。なお、8款土木費、2項道路橋りょう費、橋りょう維持修繕事業は、令和6年度内の事業完了により繰越しを取りやめましたので、合計20事業、9億6722万4084円を繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 続きまして、報告第3号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて、環境生活課からご説明申し上げます。6ページをご覧ください。令和6年度北広島町下水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越額の報告についてですが、同条第1項に定める建設改良費の令和6年度農業集落排水事業国庫補助金補正分の交付決定を受けて実施する事業について繰越しを行ったものです。繰越額は、1款1項管渠建設事業が1427万円、処理場建設事業が4485万円を繰り越しており、事業につきましては、農業集落排水の川小田処理区及び琴庄処理区の機械装置更新工事等を実施してまいります。以上で環境生活課からの説明を終わります。

○議長（湊俊文） 以上2件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第2号、令和6年度北広島町一般会計繰越明許費について及び報告第3号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについての2件について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第35号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第8 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第35号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例及び日程第8、議案第36号、職員の特殊勤務手

当に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第35号、議案第36号につきまして一括して説明します。議案集の7ページをお願いします。議案第35号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の12ページをお願いします。議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大規模な災害に係る緊急消防援助隊等に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（原田靖久） 議案第35号、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集7ページをお願いいたします。本条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。改正内容についてご説明いたします。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例中、選挙長、開票管理者、投票管理者、期日前投票管理者、投票立会人及び期日前投票立会人、それぞれの報酬を。北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中、選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成における公費の支払いの基準について、1枚当たりの作成単価を法に準じて改正するものであります。なお、本法律は令和7年5月28日に参議院で可決され、令和7年6月4日に施行されました。続いて、議案第36号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、総務課から説明申し上げます。議案集12ページをお願いいたします。本条例は、大規模な災害に係る緊急消防援助隊等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給することに伴う条例の一部改正について町議会に提案するものです。条例第14条、消防職員の特殊勤務手当第1項へ第3号として、緊急消防援助隊等手当を追加し、手当の重複の回避について、第2項を追加し、別表にて緊急消防援助隊手当の額を追加するものです。なお、この条例は、先般発生しました愛媛県今治市の山林火災に従事した派遣職員にも適用させるため、令和7年3月25日から適用するものです。これで総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第37号 北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から

日程第14 議案第42号 芸北オークカーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第37号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第42号、芸北オークカーデン設置及び管理条例の一部を

改正する条例までの6議案を一括議題とします。以上6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第37号から議案第42号につきまして一括して説明します。議案集の15ページをお願いします。議案第37号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、社会情勢による物価上昇に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の20ページをお願いします。議案第38号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、社会情勢による物価上昇に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の36ページをお願いします。議案第39号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、社会情勢による物価上昇に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の41ページをお願いします。議案第40号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は社会情勢による物価上昇に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の44ページをお願いします。議案第41号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、社会情勢による物価上昇に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の58ページをお願いします。議案第42号、芸北オークガーデン設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北オークガーデンの宿泊利用料金及び浴場利用料金について人件費及び燃料費の上昇に対応し、施設の安定経営に資するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第37号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。社会情勢による物価上昇を考慮しまして使用料を変更するため、別表の改正をするものでございます。それぞれの使用料は記載のとおりでございます。施行日は令和7年7月1日を予定しております。続きまして、議案第38号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の20ページをお願いいたします。施設撤去したローラー滑り台に係る条文及び別表からの削除、また社会情勢による物価上昇を考慮し、使用料を変更するため別表の改正をするものでございます。それぞれの使用料は記載のとおりでございます。施行日は令和7年7月1日を予定しております。続きまして議案第39号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の36ページをお願いいたします。社会情勢による物価上昇を考慮し、使用料を変更するため別表の改正をするものでございます。それぞれの使用料は記載のとおりでございます。施行日は令和7年7月1日を予定しております。続きまして、議案第40号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の41ページをお願いいたします。社会情勢による物価上昇を考慮し、使用料を変更するため別表の改正をするものでございます。使用料は記載のとおりでございます。施行日は令和7年7月1日を予定しております。最後に議案第41号、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例

例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の44ページをお願いいたします。社会情勢による物価上昇を考慮し、使用料等を変更するため別表の改正をするものでございます。それぞれの使用料等は記載のとおりでございます。施行日は令和7年7月1日を予定しております。以上5件、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議案第42号、芸北オークガーデンの設置及び管理条例の一部を改正する条例について、商工観光課よりご説明申し上げます。議案集は58ページをお願いいたします。本案は、芸北オークガーデンの宿泊利用料金及び浴場利用料金について人件費及び燃料費等の上昇に対応し、施設の安定経営に資するため、条例の一部改正について町議会の議決を求めるものでございます。次に改正する利用料金でございます。別表第2で定める宿泊に伴う利用料金の範囲について、幼児、子ども、大人を問わず1万円までと改めるものです。ただし、大広間の宿泊料については9000円までと改めます。また、浴場利用料金の範囲について、幼児、子ども、大人を問わず、1000円までと改めるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第43号 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第43号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の61ページをお願いします。議案第43号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について説明します。本案は、北広島町過疎地域持続的発展計画について計画の一部を変更する必要が生じるため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第43号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてまして、財政政策課からご説明申し上げます。議案集61ページをお願いいたします。令和3年度から令和7年度の計画期間で策定をしております北広島町過疎地域持続的発展計画につきまして、状況変化等により計画の一部を変更する必要があることから、計画変更について議会の議決を求めるものでございます。今回の計画変更の内容といたしましては、施策区分、産業の振興に新たに水産業に関する項目の追加及び事項の追記、計画書への新たな事業の追加のほか、施策区分、交通施設の整備、交通手段の確保における計画書への新たな事業の追加、そして施策区分、再生可能エネルギーの利用の推進に小水力発電に関する事項の追記及び計画書への新たな事業の追加を行うものでございます。以上で北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第16 議案第44号 財産の取得について

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の67ページをお願いします。議案第44号、財産の取得について説明します。本案は、避難所における生活環境改善を目的として、財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 議案第44号、財産の取得について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集の67ページをお願いします。1、物件名、自走式小型トイレカー。2、買入価格、737万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額67万円。3、契約の相手方広島県山県郡北広島町蔵迫534番地1、有限会社カーステーション・織田、代表取締役織田陽道。4、納入期限、令和8年1月30日。本案は、国のお手伝い地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）などを財源に、避難所における生活環境改善を目的として、自走式小型トイレカーを購入するに当たり、買入価格が700万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会に提案するものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。まず最初に使用目的をお伺いします。有事の際は、このトイレカーを優先順位をつけて配置されると思うんですが、平常時のときの利用・活用についてお伺いをします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 平常時の利用も国のお手伝い地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）等でそういうトイレ事情が混雑するようなところを想定をしております。ブッキングしたりするときの優先順位等につきましても慎重に検討してまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。トイレカーのことで、災害時に避難所における良好な生活環境を確保するということで非常にいいことだというふうに思っております。1点お聞きしたいのは、このトイレカーのタンクの量は250リットルということで、125回ぐらいしか使えないというふうに全協の中でお話があったというふうに思いますけども、災害のときに、このトイレカーをどのように利用するように想定をされているか、お伺いしたいと思います。以上です。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 避難所については、災害の規模、程度にもよると思いますけれども、水道、下水道、電気が途絶えていなければ通常のトイレが使用できると思いますので、このトイレカーを真っ先に持っていくということはなかなかないとは思いますけども、先ほど議員ご指摘のように125回分程度しかないということですので、そこら辺は利用実態を見ながらバキュームカーに来てもらうようなことも当然想定していかなければならないと思っております。ですので、このトイレカーを持っていくときは、水道が使えない、下水道が使えない、電気が使えないというようなときを想定をしております。避難所には密封式の組立式の便器もございますし、収納袋をつけて段ボールでトイレをするようなこともありますけれども、そういういたところは、このトイレカーの後ということになろうかというふうに考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。9番、伊藤立真議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。先ほど説明の中で、自走式小型トイレカーという説明しかないんですね。物件の概要についてご説明をいただいたらと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 車両は4WDの軽トラックでございます。軽トラックの荷台にトイレ室を設けた部屋を乗せて、それで走っていくということでございます。トイレの室内には、大便器と小便器が1基ずつ、それから手洗いがございます。洗浄機能付の暖房便座、それから照明、換気扇、空調設備等がついております。屋根には太陽電池パネルを搭載しておりますので、小時間であれば電源が途絶えても使えるというようなことになってございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。2点ほどお伺いします。まず、1点目は、この議案がほかの議案、普通であれば後日の質疑、採決になるわけですけども、今日これをされる急ぐ理由についてが1点目。もう1つが入札の執行状況でありますけども、いただいた資料では、入札者の指名が13社あったということでありますけども、そのうち、実際の入札状況は12社が辞退または未着ということで、1社だけの入札ということだったようですが、これは特別な何か難しかった理由があったのか、特に問題はなかったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） まず、1点目のご質問でございます。本日初日の本会議で審議、採決をいただくということで急いでおります。この事業が先ほど提案理由の説明の中でも申し上げましたように、国の交付金を活用して、令和6年度3月補正予算でご承認をいただいた明許繰越の予算であるということから、確実に令和7年度で事業を完了する必要がございます。それから加えまして、この支援制度を活用して、全国的にトイレカーを発注する自治体も少なくないというふうに聞いておりますので、一日でも早く本契約を結んで事業に着手していただきたいという思いからでございます。それから2点目の13社中12社がご辞退もしくは入札書が届かなかった未着の状態になってございます。1社応札ということであったんですけども、事業者様ごとの理由については聞き取りをしておるわけではございませんので分かりませんけども、同じ車屋さんであっても得手不得手な部分があると思いますし、会社によっては、忙しくてそんな受注ができないというようなこともいろんな事情があるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わり

ます。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第44号、財産の取得についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第44号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第45号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第45号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の69ページをお願いします。議案第45号、財産の取得について説明します。本案は、高規格救急自動車を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第45号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。議案集69ページをお願いします。1、物件名、高規格救急自動車、2、納入場所、北広島町消防本部、3、購入価格4290万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額390万円、4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町本地136番地1、株式会社ニッショウ代表取締役上講秀則。5、納入期限 令和8年3月31日。本案は、現在本署に配備しております高規格救急自動車の老朽化による更新でございます。令和7年4月1日に車両販売及び高度管理医療機器販売で指名登録願が提出されております町内業者4社を指名し、入札を行ったものでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の71ページをお願いします。議案第46号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、消防救急デジタル無線部分改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） すみません、先ほどの議案第45号なんですが、4の契約の相手方、広島

県山県郡北広島町本地163番地1に訂正いたします。すみませんでした。議案第46号、工事請負契約の締結について、消防本部からご説明いたします。議案集71ページをお願いします。1、工事名、消防救急デジタル無線部分改修工事、2、工事場所、北広島町消防本部ほか4か所。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月12日。4、請負金額、1億340万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額940万円。5、請負者、広島市西区南觀音5丁目11番12号、株式会社富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部部長八田昭博。本案は、平成27年度デジタル化を図るために整備した消防救急デジタル無線について、更新計画に基づき部分改修工事を行い、工事請負契約の締結について町議会に提案、議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（湊俊文）これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第47号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第48号 令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文）日程第19、議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号及び日程第20、議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司）それでは令和7年度補正予算の概要について一括して説明します。令和7年度補正予算書の4ページをお願いします。議案第47号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5500万円を追加し、予算の総額を154億5500万円とするものです。今回の予算補正は、当初の骨格予算に政策的事業、町独自の施策による肉づけ及び緊急性、必要性の認められる事業等の追加などを行ったものです。主な内容としましては、県営ほ場整備町負担金、子ども第三の居場所管理運営事業、伝統芸能活性化事業、流域治水対策事業、長期総合計画策定などの事業を第2次北広島町長期総合計画（改訂版）に掲げる5つの施策分野に沿って事業を組み入れ、さらに長引く物価高騰対策として国交付金を活用した支援事業を加えたものを令和7年度の本格的な予算として編成しております。債務負担行為は第2表に、地方債補正是第3表に目的別に計上しております。次に補正予算書の60ページをお願いします。議案第48号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、予算の総額を90万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、自動車借上料の追加など計上しております。以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（湊俊文）これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第2号 予算審査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第21、発議第2号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第47号及び議案第48号の令和7年度補正予算関係2議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されております。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和7年度補正予算関係2議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、7番、中村議員、副委員長に9番、伊藤立真議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に7番、中村議員、副委員長に9番、伊藤立真議員を指名いたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、6月12日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午前 11時 50分 散会

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～